



平成26年10月22日

各位

会社名 ウェルシアホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 水野 秀晴  
(コード番号 3141 東証第1部)  
問合せ先 執行役員 IR・企画部長 中村 壽一  
(TEL. 03-5207-5878)

### 決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成26年11月26日開催予定の第6回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として決算期（事業年度の末日）等の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 決算期変更の目的

本日付で開示しております、イオン株式会社の連結子会社である、タキヤ株式会社及びシミズ薬品株式会社の完全子会社化、並びに株式会社CFSコーポレーションとの経営統合の合意に向けた協議の開始等イオン株式会社との関係強化に伴い、適時・適切な経営情報の開示を徹底し、かつ予算編成や業績管理等、経営及び事業運営の効率化を図るために、当社の事業年度を毎年3月1日から翌年2月末日までに変更いたします。それに伴い、現行定款第13条に定める株主総会の招集の時期、同第43条に定める事業年度及び第44条に定める剰余金の配当等の変更を行うものであります。

##### 2. 決算期変更の内容

現在：毎年8月31日

変更後：毎年2月末日

決算期変更の経過期間となる第7期は、平成26年9月1日から平成27年2月28日までの6ヶ月決算となります。

国内の連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定です。

##### 3. 決算期変更に伴う今後の業績見通し

決算期変更の経過期間となる第7期の業績見通しにつきましては、今後、精査し確定次第速やかに開示いたします。

#### 4. 定款変更の内容

法律名称等の変更及び当社グループの事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るために現行定款第2条に定める目的を変更するものであります。

本日付で開示しております、イオン株式会社の連結子会社である、タキヤ株式会社及びシミズ薬品株式会社の完全子会社化、並びに株式会社CFSコーポレーションとの経営統合の合意に向けた協議の開始等イオン株式会社との関係強化に伴い、適時・適切な経営情報の開示を徹底し、かつ予算編成や業績管理等、経営及び事業運営の効率化を図るために、当社の事業年度を毎年3月1日から翌年2月末日までに変更いたします。それに伴い、現行定款第13条に定める株主総会の招集の時期、同第43条に定める事業年度及び第44条に定める剰余金の配当等の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第7期事業年度は平成26年9月1日から平成27年2月28日までの6ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として付則をもうけるものであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むこと、並びに、次の事業を営む会社 (外国会社を含む) 及びこれに相当する事業を営む事業会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理することを目的とする。</p> <p>1. ～14. (条文省略)</p> <p>15. (1)①～⑩ (条文省略)</p> <p>⑫<u>福祉用具販売</u></p> <p>(2)～(5)⑤ (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>16. 及び17. (条文省略)</p> <p>18. <u>精神衛生法</u>に基づく<u>精神障害居宅介護事業</u></p> <p>19. ～43. (現行どおり)</p>	<p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むこと、並びに、次の事業を営む会社 (外国会社を含む) 及びこれに相当する事業を営む事業会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理することを目的とする。</p> <p>1. ～14. (条文省略)</p> <p>15. (1)①～⑩ (条文省略)</p> <p>⑫<u>福祉用具貸与</u></p> <p>(2)～(5)⑤ (現行どおり)</p> <p>&lt;通所サービス&gt;</p> <p>⑥<u>介護予防通所介護</u></p> <p>⑦<u>介護予防通所リハビリテーション</u></p> <p>&lt;短期入所サービス&gt;</p> <p>⑧<u>介護予防短期入所生活介護</u></p> <p>⑨<u>介護予防短期入所療養介護</u></p> <p>&lt;他&gt;</p> <p>⑩<u>介護予防特定施設入居者生活介護</u></p> <p>⑪<u>介護予防特定福祉用具販売</u></p> <p>⑫<u>介護予防福祉用具貸与</u></p> <p>(6)介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業</p> <p>①介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>②介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>③介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>(7)介護保険法に基づく介護予防支援事業</p> <p>(8)介護保険法に基づく居宅介護住宅改修事業</p> <p>(9)介護保険法に基づく介護予防住宅改修事業</p> <p>16. 及び17. (現行どおり)</p> <p>18. <u>精神保健福祉法</u>に基づく<u>精神障害者居宅介護等事業</u></p> <p>19. ～43. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条（招集の時期・招集地） 当社の定時株主総会は、毎年<u>11</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>第43条（事業年度） 当社の事業年度は、<u>毎年9月1日より翌年8月31日</u>までの1年とする。</p> <p>第44条（剰余金の配当等） 当社は取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。 2. 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年8月31日</u>とする。 3. 当社の中間配当の基準日は、<u>毎年2月末日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第13条（招集の時期・招集地） 当社の定時株主総会は、毎年<u>5</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>第43条（事業年度） 当社の事業年度は、<u>毎年3月1日より翌年2月末日</u>までの1年とする。</p> <p>第44条（剰余金の配当等） 当社は取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。 2. 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年2月末日</u>とする。 3. 当社の中間配当の基準日は、<u>毎年8月31日</u>とする。</p> <p>付則 第1条 第43条の規定にかかわらず、第7期事業年度は、平成26年9月1日から平成27年2月28日までとする。 なお、本付則は、第7期事業年度終了後にこれを削除する。</p>

#### 5. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日  
定款の効力発生日

平成26年11月26日（水曜日）  
平成26年11月26日（水曜日）

以上